

野洲市まちづくり基本条例の検討結果及び今後の方針について(概要)

1. はじめに

野洲市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本的な方向等を定め、平成 19 年 10 月に施行されたものです。

この中で条例第 30 条では、「市長は、この条例の施行から 4 年を超えない期間ごとに、この条例が第 1 条に規定する目的を達成するに適當か否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他適切な措置を講じます。」と定めており、平成 30 年度はその検討、見直しの年度となることから、検証した結果、調査報告書を作成したものです。

第 1 条 (目的)

この条例は、市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。

2. これまでの検討・見直し経過について

・平成 23 年度及び平成 26 年度の検討・見直しにおいては、条例改正等の措置の必要性はなしとの結果となっています。

3. 平成 30 年度における検討、見直しの考え方と調査結果について

【考え方】

現在までの検討、見直し方法については、平成 23 年度は、委員会による条例全体にかかる意見がまとめられ、平成 26 年度は、まちづくりの市民参加や行政運営について調査しました。そこで、平成 30 年度は、前回調査した「市民参加」、「市民活動」及び「行政運営」の項目に加え、今回は新たに「市民活動の促進」に焦点を当てて調査すると共に野洲市においては当該条例 27 条に「最高規範」と定められていることから他の条例等の整合性も含めた「全体の構成等」についても検討しました。

【調査結果】

条例第 1 条の目的を達しえない大きな課題等は特に見当たらないものの、条例第 30 条に規定された「4 年を超えない期間ごとに見直す」ことについて、見直しを前提としたその取扱いの是非や条文等において今日の社会情勢の変化に適合し、表記及び他の条例との整合性等の不備がないかということについて検証し、必要な見直しを行うこととします。

4. 今後の方針について

・既に昨年 12 月に市内においてまちづくり基本条例達成状況調査及び審議会等女性委員参画割合調査を行ったところですが、調査結果に基づき、再度、当該条例の構成及び表記、そして他の条例との整合性等の精査を市内において行います。

・野洲市まちづくり基本条例を改正する場合、当該条例第 29 条の規定により、市長が野洲市まちづくり基本条例推進委員会に対し、諮問する必要があることから、新たな委員の委嘱や必要な報酬等の補正による予算計上（6 月補正を予定）を行う予定です。

・野洲市まちづくり基本条例推進委員会にて内容を審議し、その答申による当該条例の改正案にてパブリックコメントを行い、そこでの意見等を踏まえ 3 月議会にて改正案を提案する見込みです。

参考：野洲市まちづくり基本条例（抜粋）

（野洲市まちづくり基本条例推進委員会）

第 29 条 市長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、野洲市まちづくり基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申します。

(1) この条例の適切な運用に関すること。

(2) この条例の見直しに関すること。

5. 今までの経過と今後の日程について

【今までの経過】

平成 30 年 6 月 3 日（日）	「第 10 回やすまる広場 2018」にて当該条例の周知活動
平成 30 年 6 月 22 日（金）	野洲市図書館にて、当該条例のパネル展示
～ 7 月 15 日（日）	
7 月 15 日（日）	コミセンきたの夏まつりにて当該条例の周知活動
平成 30 年 12 月～	野洲市まちづくり基本条例達成状況調査、審議会等女性委員参画割合調査
3 月	調査及び検証結果について調査報告書を作成。庁議の結果、一部に再度、検証の要あり、との意見があり修正

【今後の予定】

平成 31 年 4 月	検討結果及び今後の方針について議会全員協議会へ提出
5 月	市内において当該条例の表記及び他の条例等との整合性の再度の精査
6 月	まちづくり基本条例推進委員報酬等を補正予算にて計上 委員は、野洲市まちづくり基本条例推進委員会規則にて詳細を規定 (@3,000 円×10 名×4 回=120,000 円)
8 月	野洲市まちづくり基本条例推進委員会委員委嘱
9 月 ～ 12 月	野洲市まちづくり基本条例推進委員会の開催 審議 改正案の確定
平成 32 年 1 月	野洲市まちづくり基本条例見直し案に対するパブリックコメント実施
2 月	議会全員協議会（パブリックコメント結果報告）
3 月	条例改正案を議会に提案